

平成27年度 自動車騒音・道路交通振動の状況

1. 調査概要

(1) 調査地点

自動車騒音及び道路交通振動の状況について把握するため、神戸市内の主要幹線道路(1日の自動車交通量が概ね10,000台以上の道路を対象)の沿道において、自動車騒音及び道路交通振動調査を実施している。騒音については33路線50地点で、振動については10路線10地点で調査を実施した。なお、騒音、振動とも連続した24時間の測定を実施した。

(2) 調査項目

① 騒音

等価騒音レベル(L_{Aeq})、時間率騒音レベル(L_{A5} , L_{A50} , L_{A95})

② 振動

時間率振動レベル(L_{10} , L_{50} , L_{90}) および振動レベルの最大値 L_{max}

③ 交通量

上下車線ごとの大型、小型、二輪車別10分間交通量

(3) 調査期間

平成27年6月10日(水)～平成27年10月16日(金)

(4) 調査地点

調査路線を表1-1に、測定地点を図1-1に示す。

表1-1 調査路線一覧表

道路種別	道路名
高速自動車国道	山陽自動車道
都市高速道路	阪神高速神戸西宮線*
一般国道	国道2号*、国道28号、国道43号*、国道175号、国道176号、国道428号
主要県道	神戸三田線、明石神戸宝塚線、神戸三木線、三木三田線*、神戸加古川姫路線、大沢西宮線*、灘三田線*、神戸明石線、小部明石線
一般県道	長坂垂水線、有瀬大蔵線、鈴蘭台停車場線、平荘大久保線
主要市道	梅香浜辺脇浜線、長田楠日尾線、西出高松前池線*、山麓線*、灘浜住吉川線*、神戸六甲線*
一般市道	西神中央線、多聞小寺線、生田川箕谷線、舞子多聞線、湊川1号線、長尾線

* 騒音調査とあわせて振動調査を実施した路線

2. 調査結果の概要

(1)騒音

①環境基準の達成状況及び要請限度値との比較

昼間（午前6時～午後10時。以下同じ。）、夜間（午後10時～午前6時。以下同じ。）の2時間帯とも環境基準を達成している地点数は、50地点のうち41地点（82%）であった。また、昼間のみ達成している地点数は6地点（12%）、夜間のみ達成している地点数は0地点（0%）であった。

全ての地点（50地点）で、昼間及び夜間とも要請限度値以下であった。






表2-1に環境基準達成状況を、表2-2に要請限度値超過状況を示す。

表2-1 環境基準の達成状況

達成状況 地点数	昼間及び夜間とも 基準達成	昼間のみ 基準達成	夜間のみ 基準達成	昼間及び夜間とも 基準非達成
50	41（82%）	6（12%）	0（0%）	3（6%）

表2-2 要請限度値との比較

超過状況 地点数	昼間及び夜間とも 要請限度値以下	昼間のみ 要請限度値以下	夜間のみ 要請限度値以下	昼間及び夜間とも 超過
50	50（100%）	0（0%）	0（0%）	0（0%）

凡例	
主要幹線道路	 広域圏幹線道路
	 都市内幹線道路
	 補完的幹線道路
測定点	 騒音・振動・交通量
	 騒音・交通量

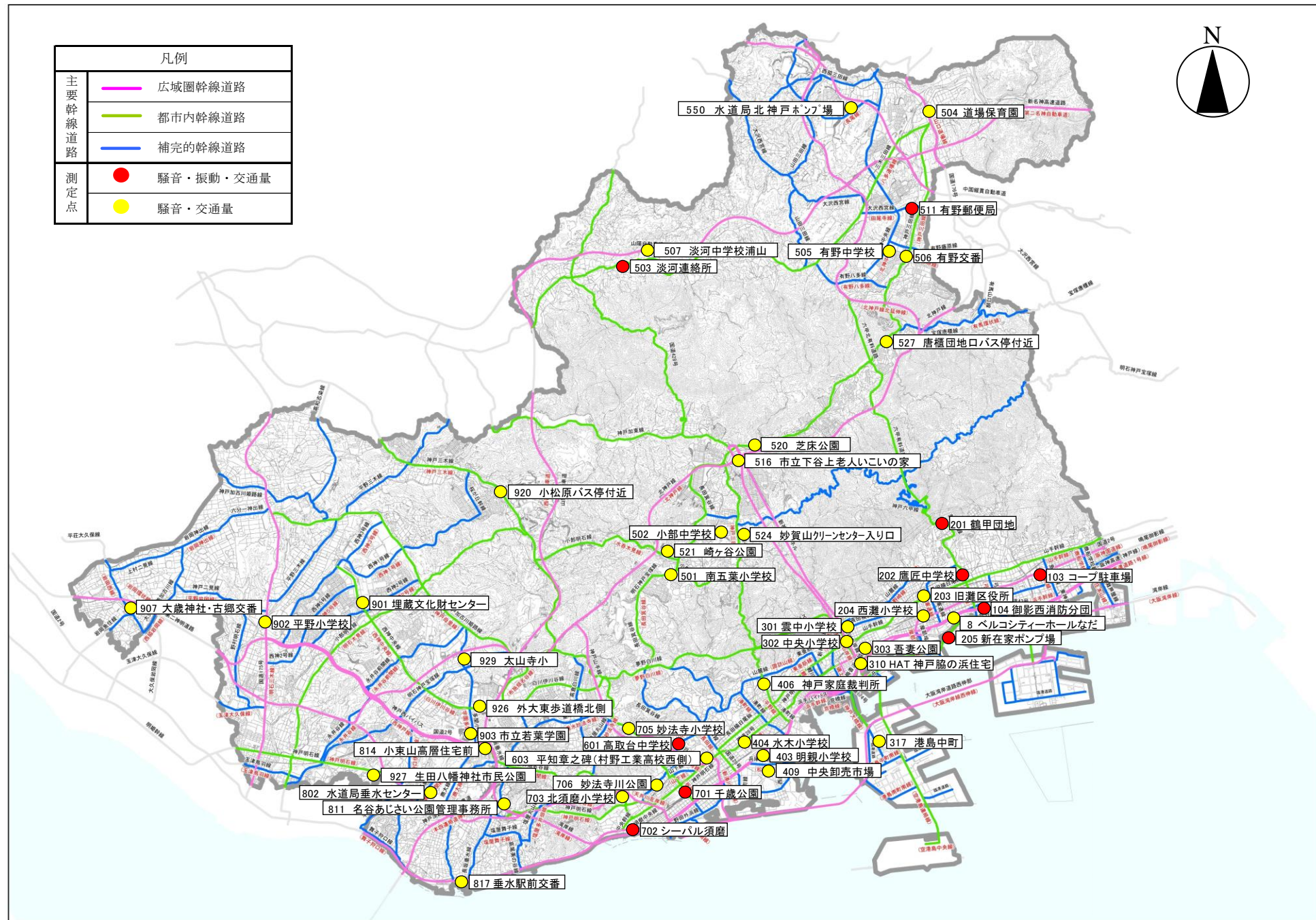
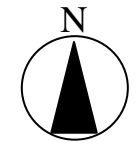


図 1-1 測定地点

表 2-3 騒音調査結果

No	地点 No	対象道路	地点	環境基準 (dB)		要請限度 (dB)		騒音レベル L_{Aeq} (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	103	国道 2 号線	東灘区住吉東町 5 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	63
2	104	国道 4 3 号線、阪神高速道路神戸西宮線	東灘区御影塚町 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	62
3	201	県道灘三田線	灘区鶴甲 4 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	60
4	202	市道神戸六甲線 (高羽線)	灘区高德町 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	70	65
5	203	市道長田楠日尾線	灘区神ノ木通 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	69	64
6	204	国道 2 号線	灘区船寺通 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	63	59
7	205	市道灘浜住吉川線	灘区新在家南町 5 丁目	65 以下	60 以下	75	70	68*	67*
8	207	国道 4 3 号線、阪神高速道路神戸西宮線	灘区大石東町 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	63
9	301	市道長田楠日尾線(原田線)	中央区熊内町 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	65	58
10	302	市道生田川箕谷線 (新神戸トンネル)	中央区神若通 7 丁目	70 以下	65 以下	75	70	65	57
11	303	国道 2 号線	中央区吾妻通 4 丁目	70 以下	65 以下	75	70	65	60
12	310	市道梅香浜辺脇浜線、阪神高速道路神戸西宮線	中央区脇浜海岸通 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	72*	68*
13	317	市道港島 1 号線	中央区港島中町 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	62	54
14	403	国道 2 号線、阪神高速道路神戸西宮線	兵庫区須佐野通 4 丁目	70 以下	65 以下	75	70	70	68*
15	404	国道 2 8 号線(中央幹線)	兵庫区水木通 9 丁目	70 以下	65 以下	75	70	65	60
16	406	国道 4 2 8 号線	兵庫区荒田町 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	65	60
17	409	市道西出高松前池線	兵庫区中之島 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	68	63
18	501	県道明石神戸宝塚線 (長田箕谷線)	北区南五葉 3 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	61
19	502	県道鈴蘭台停車場線	北区山田町小部向井谷	70 以下	65 以下	75	70	61	54
20	503	県道三木三田線	北区淡河町木津尾通	70 以下	65 以下	75	70	67	64
21	504	国道 1 7 6 号線	北区道場町道場	70 以下	65 以下	75	70	67	62
22	505	市道北神中央線	北区藤原台中町 5 丁目	70 以下	65 以下	75	70	62	55
23	506	県道神戸三田線	北区有野中町 1 丁目	70 以下	65 以下	75	70	68	65
24	507	山陽自動車道	北区淡河町北畑	65 以下	60 以下	75	70	53	52
25	511	県道大沢西宮線	北区藤原台北町 6 丁目	70 以下	65 以下	75	70	70	66*
26	516	市道生田川箕谷線 (新神戸トンネル)	北区山田町下谷上	70 以下	65 以下	75	70	56	50
27	520	県道神戸三田線	北区谷上西町	70 以下	65 以下	75	70	70	65
28	521	県道小部明石線	北区北五葉 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	61
29	524	国道 4 2 8 号	北区山田町小部	70 以下	65 以下	75	70	72*	67*
30	527	県道神戸三田線	北区有野町唐櫃	70 以下	65 以下	75	70	70	66*
31	550	市道長尾線	北区上津台 9 丁目	70 以下	65 以下	75	70	68	59
32	601	市道山麓線	長田区高取山町 1 丁目	65 以下	60 以下	75	70	64	57
33	603	県道神戸明石線	長田区五番町 8 丁目	70 以下	65 以下	75	70	66	64
34	701	市道西出高松前池線(高松線)	須磨区千歳町 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	63
35	702	国道 2 号線	須磨区須磨浦通 1 丁目	70 以下	65 以下	75	70	70	69*
36	703	県道神戸加古川姫路線	須磨区離宮西町 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	70	65
37	705	県道神戸三木線	須磨区妙法寺桜ノ界地	70 以下	65 以下	70	65	65	59
38	706	県道神戸明石線	須磨区大田町 8 丁目	70 以下	65 以下	75	70	65	63
39	802	市道舞子多聞線	垂水区本多聞 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	62
40	811	県道長坂垂水線	垂水区名谷町字丸尾	70 以下	65 以下	75	70	68	62
41	814	県道長坂垂水線	垂水区多聞町	70 以下	65 以下	75	70	66	59
42	817	国道 2 号線	垂水区宮本町	70 以下	65 以下	75	70	69	68*
43	901	市道西神中央線	西区糀台 6 丁目	70 以下	65 以下	75	70	68	61
44	902	国道 1 7 5 号線	西区平野町宮前	70 以下	65 以下	75	70	62	57
45	903	市道多聞小寺線	垂水区多聞町字小束山	70 以下	65 以下	75	70	70	63
46	907	県道平荘大久保線	西区竜が岡 2 丁目	70 以下	65 以下	75	70	63	55
47	920	県道神戸三木線	西区押部谷町木幡	70 以下	65 以下	75	70	70	66*
48	926	県道神戸加古川姫路線	西区学園東町 5 丁目	70 以下	65 以下	75	70	67	64
49	927	県道有瀬大蔵線	西区伊川谷町有瀬	70 以下	65 以下	75	70	69	61
50	929	県道神戸加古川姫路線	西区伊川谷町前開	70 以下	65 以下	75	70	66	59

* 環境基準を非達成であったが要請限度値以下であった測定値

注) 環境基準及び要請限度値は、調査地点の用途地域指定等により適用される値が異なる。

要請限度値 (騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令)

②経年変化

ア. 全地点平均値

平成 27 年度の自動車騒音調査結果の平均値は、昼間 68dB、夜間 63 dB であった。
 年度ごとに一部調査地点は異なるが、ここ数年は昼間、夜間ともにほぼ横ばいで推移している。

自動車騒音調査結果の平均値について経年変化を図 2-2 に示す。

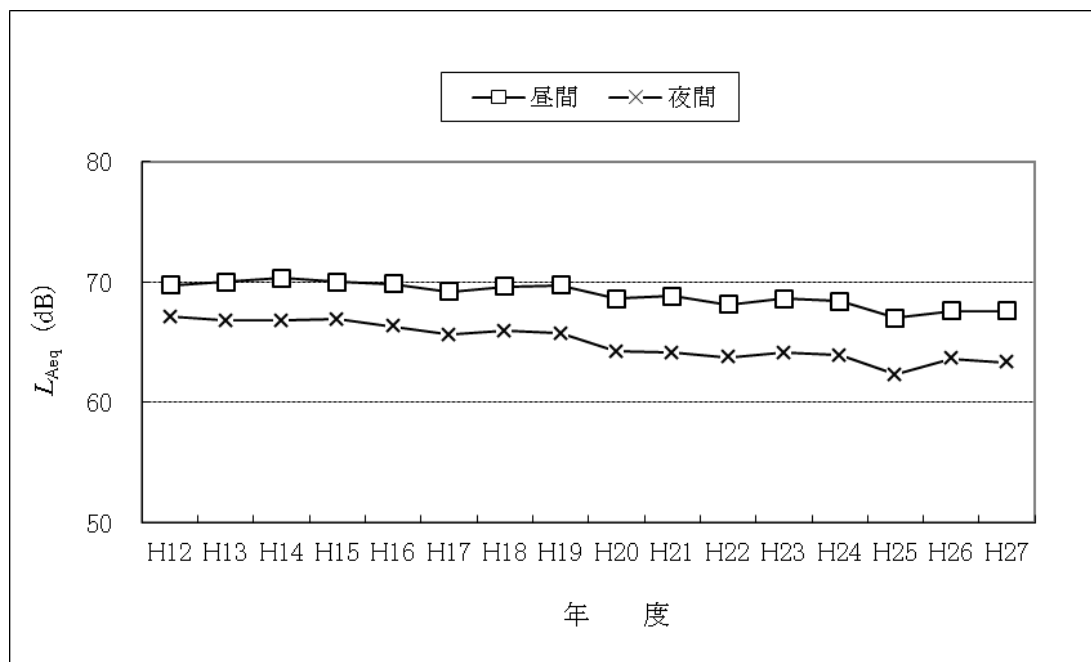


図 2 - 2 自動車騒音調査結果平均値経年変化

イ. 環境基準達成率

平成 27 年度の環境基準達成率は、82%であった。

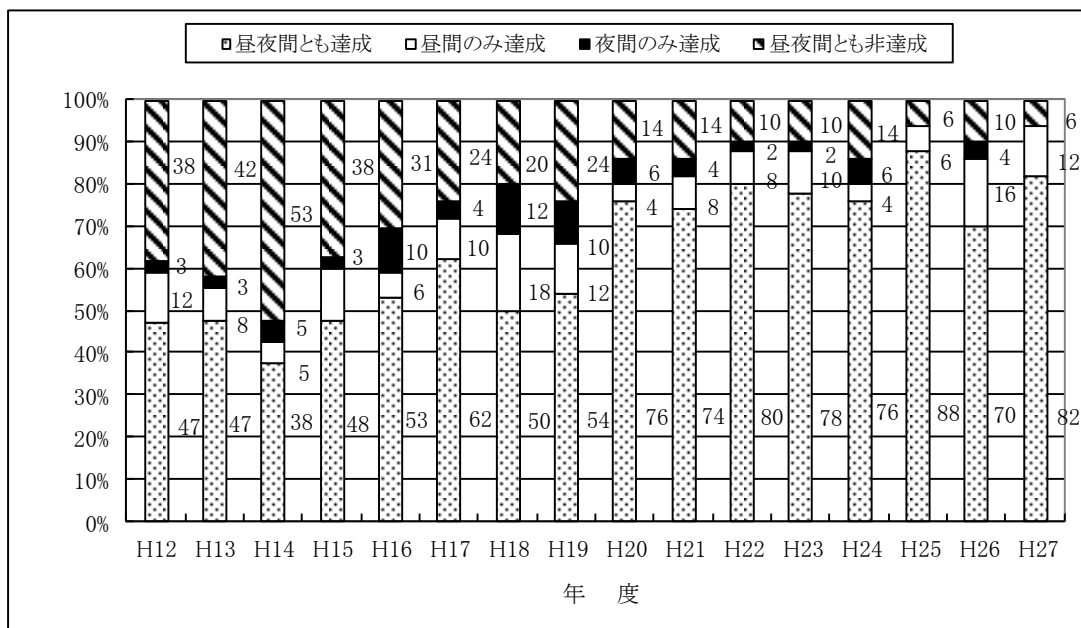


図 2 - 3 環境基準達成率

ウ. 要請限度値との比較

平成 27 年度は全ての地点で、要請限度値以下であった。

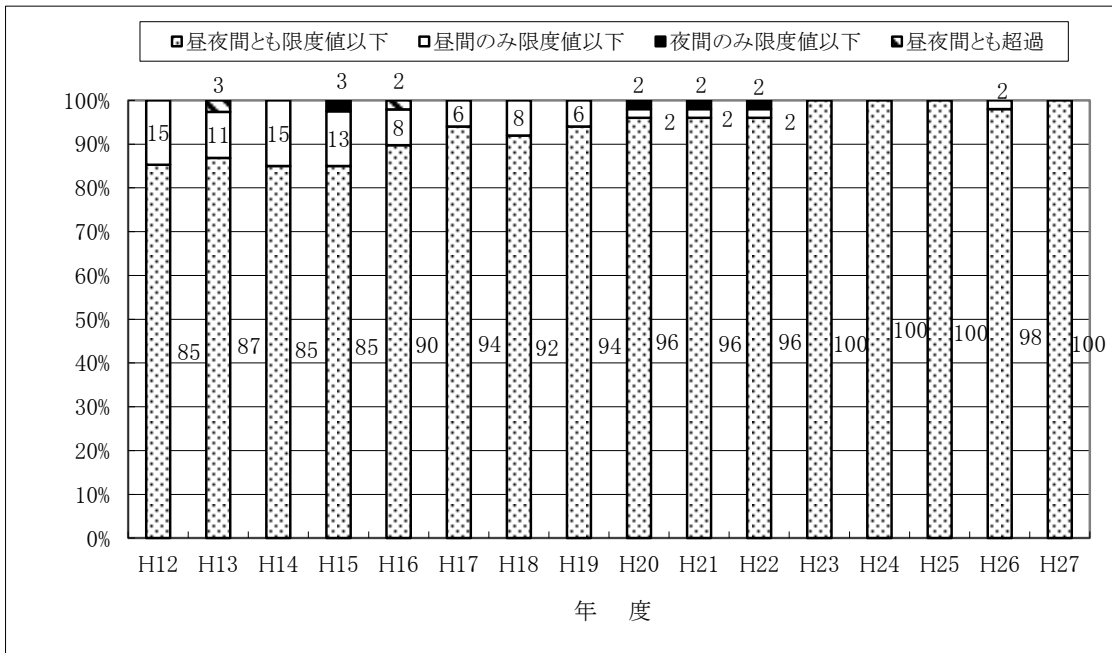


図 2 - 4 要請限度値適合率

(2) 振動

① 要請限度との比較

全ての測定地点で、昼間（午前 8 時～午後 7 時）、夜間（午後 7 時～午前 8 時）とも要請限度以下であった。

表 2 - 4 振動調査総括表

地点数	L_{10}	
	(昼間(午前 8 時～午後 7 時)) 平均(最小～最大)	(夜間(午後 7 時～午前 8 時)) 平均(最小～最大)
10	40dB(29dB～50dB)	35dB(23dB*～50dB)

表 2 - 5 振動調査結果

No	対象道路	地点	要請限度		振動レベル L_{10} (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 2 号線	住吉東町 5 丁目	70	65	42	37
2	国道 4 3 号線、阪神高速道路神戸西宮線	御影塚町 2 丁目	70	65	46	45
3	県道灘三田線	鶴甲 4 丁目	65	60	33	23*
4	市道神戸六甲線 (高羽線)	高德町 2 丁目	65	60	45	37
5	市道灘浜住吉川線	新在家南町 5 丁目	70	65	50	50
6	県道三木三田線	淡河町木津尾通	65	60	29	23*
7	県道大沢西宮線	藤原台北町 6 丁目	65	60	36	31
8	市道山麓線	高取山町 1 丁目	65	60	33	25
9	市道西出高松前池線 (高松線)	千歳町 2 丁目	70	65	47	43
10	国道 2 号線	須磨浦通 1 丁目	70	65	41	40

* 振動計の測定下限値は 25dB であるが、25dB 未満も参考値として記載した。

注) 要請限度は、調査地点の用途地域指定等により適用される値が異なる。

要請限度 (道路交通振動の限度：振動規制法施行規制第 12 条[別表第 2])

(3)環境基準等

①騒音

1)環境基準(道路に面する地域)

騒音に係る環境基準は地域の区分及び時間の区分ごとに表 2-6 の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 2-6 環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

A 地域:専ら住居の用に供される地域

(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域)

B 地域:主として住居の用に供される地域

(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

C 地域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る)、
但し臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」(※1,2)については、表 2-6 にかかわらず、特例として表 2-7 に掲げるとおりである。

表 2-7 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

基準値	
昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
70dB 以下	65dB 以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、屋内へ透過する騒音にかかる基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。

※1「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る)、自動車専用道路

※2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

①2 車線以下の車線を有する場合 道路端より 15m 以内の範囲

②2 車線を超える車線を有する場合 道路端より 20m 以内の範囲

2)要請限度

騒音に係る要請限度は地域の区分及び時間の区分ごとに表 2-8 に掲げるとおりである。

表 2-8 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a、b 区域で1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域で2車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域で2車線、c 区域で1車線以上を有する道路に面する区域	75dB	70dB

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(備考) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(神戸市にあって神戸市長)が定めた区域をいう。

a 区域:専ら住居の用に供される区域

(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域)

b 区域:主として住居の用に供される区域

(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る)、但し、臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

②振動

振動に係る環境基準は定められておらず、表 2-9 に示す要請限度が設定されている。

表 2-9 要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	(午前8時～午後7時)	(午後7時～午前8時)
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

(備考)工業専用地域と臨港地区を除く地域について指定されており、区域の区分と都市計画法における用途地域との関係は、概ね下記のとおり。

第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域